福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程の概要

目的：公的研究費を適正に運営及び管理するための取扱いに関し、必要な事項を定める。（第1条）

公的研究費とは

（1）国又は国が所管する独立行政法人から配分される公募型の競争的資金。（第3条）

最高管理責任者
学長
本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理最終責任を負う。（第4条）

統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切に指導力を発揮する。（第4条）

統括管理責任者
学長の指名する副学長
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。（第4条）

コンプライアンス推進責任者
各部局の長
各部局における公的研究費の運営及び管理について統括する責任と権限を持つ。（第4条）

コンプライアンス推進副責任者
研究推進部委員等
コンプライアンス推進責任者の指示のもと、各部局における研究活動等の適正化に努める。（第4条）

コンプライアンス教育（第5条）
公的研究費の取扱いに係る不正防止対策の理解と促進を目的として、その運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、一定の期間ごとにこれを行う。
＜研究推進部、各部局＞

啓発活動（第6条）
コンプライアンス教育の内容を踏まえて不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、全ての構成員及び必要に応じて学生に対し、定期的にこれを行う。
＜研究推進部、各部局＞

誓約書の提出（第7条）
公的研究費の運営及び管理に関わる職員は、本学において研究を遂行するにあたり、誓約書を提出しなければならない。この場合において、誓約書は原則として自署によるものとする。
＜研究推進部＞

不正防止計画の策定（第9条）
本学における公的研究費の運営及び管理に関する不正を防止するため不正防止計画部署を置く。
＜研究推進部＞

内部監査（第11条）
本学における公的研究費の運営及び管理又は不正使用防止のため、公的研究費に係る内部監査を行う。
＜内部監査室＞

監査終了後遅延なく監査結果報告書を作成し、学長（最高管理責任者）へ報告する。

相談窓口（第8条）
本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。
＜研究推進課＞

報告

通報窓口（第10条）
本学における公的研究費の不正使用に係る通報窓口を置く。
＜内部監査室＞

検収業務（第12条）
公的研究費に係る物品等の発注に基づく適正な納品の完了確認を行うため、検収業務を研究推進部が所管し、事務職員等が所定の検収室で行う。